
出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀 代 子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 幹	相 原 光 男

議 事 日 程 (第5号)

平成20年9月11日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第 3 議案第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 3号 町道路線の変更について
- 第 5 議案第 4号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第 5号 ふるさと柴田応援寄附条例
- 第 7 議案第 6号 ふるさと柴田応援基金条例
- 第 8 議案第 7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度町道富沢 1 1 号線道路新設改良工事請負契約について
 - 第 1 2 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について
 - 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度柴田町一般会計補正予算
 - 第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度柴田町老人保健特別会計補正予算
 - 第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
 - 第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度柴田町水道事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 第 3 議案第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 3 号 町道路線の変更について
- 第 5 議案第 4 号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第 5 号 ふるさと柴田応援寄附条例
- 第 7 議案第 6 号 ふるさと柴田応援基金条例
- 第 8 議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 9 号 柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度町道富沢 1 1 号線道路新設改良工事請負契約について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度柴田町一般会計補正予算

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において8番百々喜明君、9番佐藤輝雄君を指名いたします。

日程第2 議案第1号 教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。日程第2、議案第1号教育委員会委員の任命について、日程第3、議案第2号教育委員会委員の任命についての2カ件を人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集願います。

それでは、直ちに休憩いたします。なお、全員協議会終了次第再開いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時07分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第2、議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります我妻一雄氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますが、再度、教育委員に任命いたしたくご提案申し上げます。

我妻一雄氏は、現在、柴田町社会福祉協議会長として、町との連携を図りながら、住みよい福祉のまちづくりを目指し地域福祉の向上に尽力しておられる方でございます。また、宮城県教育委員会の小学校教諭として37年間勤務されました。平成9年からは校長を務め、学校教育現場のトップとして次代を担う子供たちの育成の重要性を深く認識され、教育には人一倍熱心な方であります。

このように、学校教育に積極的にご支援をいただいております我妻一雄氏を引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますよう、ご提案申し上げます。

何とぞ、ご同意下さいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論を省略させていただきます。

これより議案第1号、教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第3、議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります牛澤典子氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますが、再度、教育委員に任命いたしたくご提案申し上げます。

牛澤典子氏は、小学校、中学校、高校のお子さんの母親として日々子育てや教育に熱心にかかわっておられる方です。町内の小・中学校の学校評議員、PTA役員を歴任され、現在も学校薬剤師として学校教育に積極的にご支援いただいております。

医療、教育に卓越した見識を有し、誠実で厳正中立な姿勢は衆人の認めるところでございます。

このように、保護者として柴田町の学校教育にかかわっておられる牛澤典子氏を引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意を賜りますよう、ご提案申し上げます。

何とぞ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論を省略させていただきます。

これより議案第2号、教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 町道路線の変更について

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第3号町道路線の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第3号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

国有財産の払い下げにより造成された、船岡南一丁目地内の町道船岡南6号線は、住宅地まで町道として認定していました。

この先の道路は、地目も道であり、幅員も広く、通り抜けできる舗装道路であり、町道認定要件を満たしていることから、今回、町道路線の変更を行うものです。

変更の内容は、町道船岡南6号線の終点を変更するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、お配りしております資料をごらんになっていただきたいと思います。平成20年度第3回定例会議案第3号関係資料というものでございます。

当路線の終点の変更でございますが、この図面でございますように、山崎山の北側というふうな位置になろうかと思えます。それで、当初の認定部分につきましては、下の方に書いてございますように、延長が58.3メートルでございましたところを、今回、認定されていない部分も道というふうな状況の中で、路線についても特に問題ないということでございますので、その部分を今回延ばすということでございます。延長が100.5メートルということになります。

また、起点の方の地番でございますが、表記してある旧地番が「207」となっておりますが、今回新しいものは「207の3」になってございます。これにつきましては、土地の分筆による変更ということでご理解願いたいと思えます。

議案書の5ページをごらんになってください。

議案第3号町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、町道路線変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第4号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第4号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回、入間田地区のゆずが丘造成に伴い道路改良する1路線、槻木西三丁目地内の民間開発により造成された道路で平成6年に寄附採納があり公衆用道路として供用している2路線、国より譲渡予定の自衛隊大沼官舎に通じる道路1路線の計4路線について認定を行うものです。

いずれの道路も、町道としての要素が強いことから認定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） それでは、補足説明申し上げます。

お配りしております資料をごらんになってください。定例会議案第4号関係資料というものでございます。

最初に左側の図面でございます。町道ゆずが丘6号線、この路線につきましては第1期工事が完了いたしまして、現在、第2期工事の施工をしてございます。それにあわせて、今回開発者側の方から寄附採納の願いも出ているということから、今回認定をお願いするものでございます。

起点・終点については、柴田町大字入間田字五輪3の1から、五輪同じ6の2まででございます。延長幅員につきましては122.5メートル、幅員構成については4.0から10.4メートルでございます。

次に、真ん中の図面をちょっとごらんになってください。この位置につきましては、槻木のもみのき園の西側でございます。以前は、白幡分校のグラウンドで利用してございましたが、廃校に伴い、造成を行いまして民間の方に払い下げたというふうな土地でございます。その際に、開発した折になんですが、町の方に町道に移管したいということであったのですが、今までちょっと町道認定の議案として提案していなかったということでございますので、今回2路線につきまして認定をお願いするものです。

路線につきましては、槻木180号線及び188号線でございます。

起点・終点でございますが、槻木西三丁目303の5から303の14、これが187号線でございます。延長が59.5メートル、幅員が6.0から13.4メートルでございます。

あと、188号線でございますが、起点については、同じく西三丁目303の7から303の6まででございます。延長が53.6メートル、幅員が6.0から14.0メートルでございます。

次に、一番右端の路線でございます。当路線につきましては、前に宇宙研究所の寮がございました。その隣には船岡体育館が現在設置してございますが、船岡体育館の建設の折に、水道管、宇宙研究所の方で水道管100ミリ埋設しておったのですが、そこから船岡体育館の方に分水しております。ということもございまして、今回、国の方から町道認定路線ということで寄附したい旨の申し出がございまして、認定をお願いするものでございます。路線名が船岡東64号線。起点・終点でございますが、船岡南二丁目60の26から同地番まででございます。延長につきましては、101.3メートル、幅員については5.9から10.2メートルでございます。

議案書の7ページをごらんになってください。

議案第4号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第4号、町道路線認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 ふるさと柴田応援寄附条例

日程第7 議案第6号 ふるさと柴田応援基金条例

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第5号ふるさと柴田応援寄附条例、日程第7、議案第6号ふるさと柴田応援基金条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第5号ふるさと柴田応援寄附条例及び議案第6号ふるさと柴田応援基金条例についての提案理由を申し上げます。

議案第5号につきましては、国で検討してきたふるさと納税制度が個人住民税の寄附控除の拡大ということで方向づけされ、地方税法の改正もされたことから、町では桜のまちづくりに関する事業を中心に寄附金を募り、元気で魅力あるふるさとづくりを推進していくため、ふるさと柴田応援寄附条例を制定するものです。

議案第6号につきましては、議案第5号のふるさと柴田応援寄附条例に基づき寄附された寄附金を適正に管理運用する基金設置のため、ふるさと柴田応援基金条例を制定するものです。

詳細につきましては、地域再生対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） それでは、議案第5号ふるさと柴田応援寄附条例、議案第6号ふるさと柴田応援基金条例についての詳細説明をいたします。

初めに、ふるさと納税について申し上げます。

ふるさと納税制度は、中央と地方の税収格差の是正ということで、当初、ふるさとの自治体に住民税の一部を納めるという仕組みで考えられていましたが、結果的には、ことし4月に地方税の改正で寄附控除の拡大ということにより、ふるさとの自治体に対する寄附がしやすくなり、同等の効果となり、寄附によりふるさとを応援し貢献できるという仕組みになったものでございます。

具体的には、地方公共団体に寄附をした場合、寄附金のうち5,000円を超える額が翌年度の個人住民税で税額控除されます。この場合、寄附控除の限度額は住民税所得割の1割以内です。また、所得税から所得控除もあります。例えば、課税条件にもよりますが、単身で年収500万円の方が3万円を地方公共団体に寄附した場合、足切りの適用下限額5,000円を差し引き、住民税、所得税合わせて2万5,000円の税金が軽減されます。このたび柴田町では、このふるさと納税制度を利用し元気で魅力あるふるさとづくりのために、ふるさと柴田応援寄附条例を受け入れた基金を管理運営する基金設置のために、ふるさと柴田応援基金条例を制定するものでございます。

それでは、条例の説明をいたします。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号ふるさと柴田応援寄附条例でございます。

第1条は、目的です。この条例は、柴田町を愛し、応援しようとする個人又は団体から寄附金を募り、これを財源として事業を行うことにより、元気で魅力あるふるさとづくりに資することを目的としております。

第2条は、事業の区分です。この条例に基づき、寄附された寄附金を財源として行う事業は、第1号、桜のまちづくりに関する事業、第2号、その他目的達成のため町長が必要と認める事業としております。ここで、第1号の桜のまちづくりですが、これは柴田町の桜をふるさとへの誇りに思い、シンボルと考え、みんなで後世に伝えていく大切さを尊び、柴田町が全国の桜の名所としていくために進めようとするまちづくりです。その事業としては、桜の保護育成はもちろんのこと、桜まつり、桜ウオーキング、その他桜に関するさまざまな企画事業を考えています。

第3条は、寄附金の管理運用です。寄附金は、ふるさと柴田応援基金条例に基づく、ふるさと柴田応援基金により管理し運用するものとしております。当該基金については、議案第6号のふるさと柴田応援基金条例で設置いたします。

第4条は、寄附金の使途指定です。第1項では、寄附者は寄附金の使途を第2条の事業から指定することができるとしております。

議案書10ページをお開きください。

第2項ですが、寄附者が事業を指定しなかったとき、寄附申し込みに使途が書いていない場合ですが、この場合、第2条第2項の事業、その他目的達成のために町長が必要と認める事業に指定があったものとみなすという規定でございます。

第5条は、適用除外です。寄附金以外の寄附については、この条例の規定は適用しないということで、物品、土地の寄附は除かれます。

第6条は、運用状況の公表です。運用状況は毎年公表いたします。

第7条は、規則への委任規定です。

なお、関係資料としまして、ふるさと柴田応援寄附条例施行規則（案）をお配りしてまいります。よろしく願いいたします。

附則、この条例は、平成20年10月1日から施行するというので、ふるさと柴田応援基金は10月から受け入れを開始していきたいと考えております。

続いて、ふるさと柴田応援基金条例でございます。議案書の11ページをお開きください。

第1条は、設置です。ふるさと柴田応援寄附条例に基づき、寄附された寄附金を適正に管理し運用するため、ふるさと柴田応援基金を設置するとしています。

第2条は、積立てです。基金として積み立てる額は、寄附金の額とします。

第3条は、管理です。基金に属する現金は、ほかの基金と同様に、第1項では最も確実かつ有利な方法により保管。第2項では、有価証券にかえることができるとしています。

第4条は、運用益金の処理です。基金の収益、預金利子は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入します。

第5条は、繰替運用です。基金の繰替運用を認める規定です。

議案書12ページになります。

第6条は、処分です。基金は、基金条例の事業経費に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができるとしています。

第7条は、委任です。この条例に定める以外で基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしています。

附則、この条例は、平成20年10月1日から施行します。

詳細説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 9ページです。

まず1点目。例えばこの寄附条例に基づいて、こういう応援基金条例というのをつくるわけですけれども、所得税の寄附をしたいと、所得税でしたいと。国でやっているやつだから、皆さんある程度はわかっているんでしょうけれども、「うちの方でもやっていますよ」と、「ぜひうちの町にしてください」と、柴田町出身の方々にどのようにまず周知していくのか。

それから、二つ目は、ほかの自治体では、寄附をいただくと、例えば5,000円、それに対していろいろな、お米をやったり、酒をやったり、柴田町では、ユズとかみそとかいろいろなことが考えられると思うんですけれども、現状どんなふうなことを考えているのか。

それから、この条例は10月1日から施行すると、こうなっていますけれども、今まではなかったのかどうか。

それから、もう一つ。これはお金だけということなんですけれども、土地などはどのような

取り扱いをするのか。例えば、今、税務署では物納というか、土地はとっていないのかな。やっぱり物納だってできるとなったときに、それを寄附したい、そういうときはどういうふうになるのか。そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） 我妻議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。このふるさと柴田応援寄附金について周知方法はどのようにするかということでございますけれども、一つは、町のホームページに掲載させていただきます。もう一つは、各種窓口パンフレットを配備します。それから、さくらまつりのときにこの寄附金のPRをいたします。それから、一番は、町外の方ということでは、直接なかなか難しいんですが、しばた広報に「町民の皆様」ということで10月号に予定しているんですけども、この制度を紹介して、町民の方からご家族の方、ご友人の方、知人の方、もしくは、これは団体も関係していますので、団体の方にお話し申し上げていただけませんかというようにPRを考えています。

それから、2点目でございます。ほかの自治体では、特典ということで、例えば白石で言いますと温麺ですとか、塩竈で言いますとマグロですとか、そういう特典がございますが、柴田町の場合は、桜にちなんで桜メールを出していきたいと。桜メールというのは、4月に柴田の桜が開花いたしますが、その前に桜の開花の絵はがきのものを出していたり、そのときに、また、町の桜に関するいろいろな資料、もしくは町の状況などを伝える資料なども出していくということで、特産品的な地場産品についての特典については考えてございません。県内の状況では、現在36市町村のうち8市町村が特典をしています。

それから、10月1日からスタートするというので、これまで寄附がなかったのかということでございますけれども、町には寄附採納ということで、ふるさと納税とはまた別なんですけれども、毎年ご寄附をいただいております。

そういう中で、4点目の物納的な部分ですね、物品なり土地とかの寄附については、今言った寄附採納の方で取り扱っていますので、これまでどおり、それについては同じと。今回は、ふるさと納税にちなんでのお金だけのご寄附を、町外の方から、できればお願いしたいというようなことで始めております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 特典について、例えば、桜メールとかそんなことを考えていらっしゃるということなんですけれども、私は、桜を見学に来ていただいたときに、何かと引きかえに、

そんなものを考えてみたらどうなのでしょう。やはり、柴田は桜ということで、町長も一生懸命やっていたらということなので。私も昨年、一昨年と桜をいろいろなところで見てきていますけれども、日本一の桜だと私は思っております。ですから、柴田の桜をPRするには絶好の機会ではないかと。そういうことを考えますと、桜を見学にいらしたときに、何か特典を。先ほど課長が言ったように、メールを送った、そんなもので、精神的にはありがたいというところでしょうけれども、やはり、ここに来られたときに何か特典を考えて差し上げたら、もっと桜の見学にいらっしゃるのではないかと、こんなふう思うので、ご検討いただければいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） お答えいたします。

町の方では、寄附をいただいたそのときというよりも、これから長い交流、そしていつまでも柴田の桜がふるさどであるようなところを考えていますので、逆に言うと、さくらまつりの開催時期にポストカードなどをあげられないかと、関連してですね。そして、柴田町の桜はやはりすばらしいですから、写真みたいな見られるようなものをあげればいいのかということで、これについては検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 第2条の2項、その他目的達成のために町長が必要と認める事業と載っていますが、これはそうすると、この条例を変えなくとも、このほかに、桜のまちづくりに関する事業のほかに、町長が必要と認めれば次々追加していくことができるということでしょうか。

それから、宣伝方法なんですけど、町のホームページに掲載とパンフレットということだったんですが、桜に関しては、柴田の町のホームページよりも、桜の会のホームページに載せていただくと、もっともっと全国的に配信できるだろうと。特に、桜の好きな方が応援してくれるかもしれないので、そういうことは考えていないのかどうかお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） 白内議員のご質問にお答えいたします。

1点目でございますけれども、第2条の第2項、その他目的達成のために町長が必要と認める事業でございますが、この解釈としては、特化して桜のまちづくりだけの事業としましたけれども、寄附者側から考えれば、何でもいいんですけども、町のためになるのなら寄附を

したいという方もいらっしゃると思います。そういうことでの条項、事業ということで考えております。

また、この前の地震で栗原市ですかね、700万円くらい寄附をいただいているようでございますけれども、災害時の応援体制の寄附ということも、この条項でやっていきたいと。

それで、この内容については、その事業ということについては、町長と相談して決めますけれども、柴田町が旬の事業といいますか、今、こういうものに力を入れているというものに入れていきたいと。質問の中では、追加してという部分がありましたけれども、もし追加する場合は、1項の次に、万が一ですね、どうしても追加したいという事業が出てくれば、第2項、第3項ということで追加していきたいと。基本的には桜なんですけれども、どうしても、それくらいの価値がある事業といいますか、やっていかなければいけない事業があれば、そういうことで考えています。

それから、桜のPRなんですけれども、さくらの会のホームページ、きのうちちょっと見てみましたら、アクセス数が26万9,567件くらいありました。私の方でも、これを見て「ああ、すごいアクセス件数なんだなあ」と思いまして、さくらの会にお願いしようと考えているところでございます。そのような方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 今までの我妻議員、白内議員にちょっと重なるかもわかりませんが、やはり9ページ関係です。

何か私これを見て、やはりぴんと何となく来ないなという感じはするんです。前にもこの寄附条例について、私、この議会で初めて質問もしましたし、前回の議会でしたか、白内議員からもあって、その後の経過をちょっと見ていたんですが、今回こういう形で出てきたんですけれども、この事業なんですよ、桜のまちづくりに関する事業、そのほか当然として、その他目的達成のために町長の必要と認める事業というようなことはあるんですが、桜のまちづくりに関する事業ということで、寄附を募りますという話で、インターネットとか、あと、町内に対してはいろいろな周知をするということなんです、そういう何となく大ざっぱなというか、アバウトな感じで、桜のまちづくりに関してなんていうことが来ても、そんなにそんなに「ああ、これにぜひ」というような寄附をしたいという気持ちが沸き起こるような感じではないような気がするんですよ。同じ桜のまちづくりに関する事業でも、こちらがきちんとメニューの具体的なものを示した方が、賛同される方が多いのではないかなとい

うふうに思うんですよ。

そして、この桜のまちづくりという事業、これに決まったということに対しても、もっと町民の皆さんの意見を聞いたらどうですかとか、公募したらいかがですかとかというような、たしか話があったような気がするんですが、これに特化した経過というか、理由ですね、その辺をお伺いしたいんです。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） 大坂議員のご質問にお答えいたします。

一つは、なぜ桜のまちづくり事業にしたかというようなところになるかもしれません。まず、なぜまちづくりにしたかということについては、地域のアイデンティティーを持ちましょうと。柴田町で柴田町の町民が一緒になれる、そういう部分、帰属意識的な部分が、今、特にないんです。桜を通して地域のアイデンティティーを持ちましょうということで、それが1点でございます。

それで、桜のまちづくり、この1行だけでは、ぴんと来ないということです。これは、PRの際にホームページのところに具体的な事業名を何点か並べて、また、そういう写真も入れて、そういうイメージを出していきたいなと思っています。それから、逆に町の方、町民の方が、自分たちの町の桜のPRができるような、そういう環境づくりも一緒に進めていかなければならないのかなど。ですから、単に寄附だけを目的としてではなくて、そういう部分も含めて考えてみました。

それで、前に町民の意見を聞くということで確かにお話ありましたけれども、実は内部調整で、実は迷ったんです。一点、桜でいくか、それとも総花的に福祉、教育、産業振興とかそういう部分でいくか、いろいろこれは迷ったんですけれども、柴田町を考えた場合、この桜一つで、ほかの状況を見ても、金額的にはそれほど大きくないソフト事業に充てられる程度の寄附金しか集まっていないようなんです、調べてみても。ですから、一点で散らさないで、これを特化したということでございます。そういう関係で、住民の意見を聞くということで、内部的には実はなかなか時間がとれなくて、町全体を考えた場合、行政の姿勢として、今地域のアイデンティティーのために桜をというふうな結論に、住民サイドから考えれば一方的でございますけれども、そういう感じで決定したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） アイデンティティーをつくるというところに意義を持たせたという行政

側の考え方はわかりましたが、今、総花的ということも考えたということもあったんですが、決して私は総花的に羅列しろと言っているのではなくて、もうちょっとびしっと具体的なことを示していただいた方が、町民の方もわかりやすいかなということなんです。

それで、1週間ぐらい前でしたか、新聞に載りましたよね、今までの実績、2カ月間ぐらいの東北の実績だったと思うんですが、あれを見ても、一番多いところで、何か1件で2億円ぐらいの寄附の申し込みがあったようなこともありますし、そういうお金持ちの方がいて、もしかしてそういうこともあるかもわからないので、そういった場合に、この桜のまちづくりという何となくふわっとしたような感じではなくて、これプラス、やはり、町内にはぜひ図書館が欲しいとか、同じ桜の事業でも跨線橋が欲しいとか、そういう具体的に、ぜひ欲しいとなる場合もあるので、ぜひそういうのは、もちろんそのPR、ホームページ等の中に、そういう形で見えるような形でしていきたいということがあったんですが、2項にその他追加もあり得るようなこともあるので、あと災害のこともあったので、もう少し内容的に、この条例はこういうことであっても構わないと思うんですが、実施段階でもっと具体的なことを、あるいはもう少しメニューをふやすことも、特化ということだけではなくて、そういう考え方もぜひやっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域再生対策監。

○地域再生対策監（大場勝郎君） 事業メニューのことでございますけれども、これについては、桜ということでまず実施させていただきたいと思います。それから、町の方で考えているのは、23年度から10年間の総合計画が今度始まります。そうした場合には、21年度、22年度がその策定期間になるわけなんですけれども、そのときに町の目玉の事業といたしますか、そういう施策が出てくると思うんです。それとリンクしてふるさと柴田応援寄附金を考えていきたいというふうに考えていますので、まず、桜でスタートさせていただければと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、ふるさと柴田応援寄附条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、ふるさと柴田応援基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第8、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫が、沖縄振興開発金融公庫に改められたことに伴うものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書の13ページになります。

議案第7号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというところでございますが、今回の条例改正は、改正前の条例第12条第1項第3号中、「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」とありますのを「沖縄振興開発金融公庫法に規定する沖縄振興開発金融公庫」とするものでございます。この公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫でございますが、従来は、この公庫を指しているものは、国民生活金融公庫、それから農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、それから公営企業金融公庫、そして沖縄振興開発金融公庫の五つの公庫を指しておりましたが、国民生活

金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、そして公営企業金融公庫の四つの公庫が、先ほど町長が説明しました株式会社日本政策金融公庫の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、こちらの株式会社日本政策金融公庫等の取り扱いというふうになりました。五つの公庫を指しておりましたが、四つがこちらの方の取り扱い等となったために、沖縄振興開発金融公庫のみが残りました。そのために、従来公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫というような表現を、沖縄振興開発金融公庫のみが残ったために、そちらの方に改められたもので、今回、改正するというような内容になっております。

附則でございますが、次のページになりますが、この条例は、平成20年10月1日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第8号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、奉仕活動の内容が定義されている第5条第1項に関し、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律が平成20年10月1日から施行されることに伴い、引用さ

れている号が繰り下げられ、号ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細説明をさせていただきたいと思います。

議案書の15ページになります。

ただいま町長が申し上げましたとおり、法の一部改正によりまして、適用法の号ずれが生じましたので改正するものでございますが、改正前の第5条第1項第1号中、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号の法の適用を第13条第1項第4号とするものでございますが、独立行政法人国際協力機構法の一部が平成18年11月15日に改正されまして、平成20年10月1日から施行されることになりましたので、号ずれが生じましたので改正するものでございます。ちなみに法律第13条第1項第4号、新しく第4号というふうになるんですが、これにつきましては、国民等の国際協力活動の業務内容を規定している法律条項となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

附則でございます。この条例は、平成20年10月1日から施行するというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第9号柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第9号柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これまで、民法第34条に規定する財団法人の基本規則及び設立行為については、「寄附行為」という語が用いられていました。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、民法が改正され、民法第34条が削られることになり、新たに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律においては、一般社団法人及び一般財団法人の基本規則に共通して「定款」の語が用いられることになりました。

これらの法改正に伴い、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例で規定している「寄附行為」の文言を削るものでございます。

また、不動産登記法が全部改正されたことに伴い、同条例で規定している「法人登記簿の謄本」の文言を「登記事項証明書」に改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の17ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、今回の改正は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び不動産登記法の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例。

改正前が下の欄になります。改正後が上段の欄になります。

第4条につきましては、指定管理者の指定の申請につきまして定めておりますが、第1項第1号、法人にあっては、法人登記簿の謄本ということで改正前がありましたが、法人登記簿の謄本を登記事項証明書と改正するものでございます。第3号につきましては、定款、寄附行為、規約その他これに相当する書類ということで定められておりましたが、寄附行為を削除しまして、定款、規約その他これらに相当する書類ということで改めるものでございます。

附則でございますが、18ページになります。この条例は、平成20年12月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 2点お伺いしますけれども、まず1点目は、法人登記簿の謄本というのはごく普通に言われているわけですが、これと登記事項証明書ということの違いですね、どんなふうに違うのか。

あとまた、柴田町条例の中に法人登記簿謄本というのがいっぱい載っていると思うんですよ。これが、この条例だけが登記事項証明書になったのか、ほかのはどうなるのかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） はい、法人登記簿の謄本という名称が、この法人にあっては登記事項証明書ということで、不動産登記法が改正されましたので、これまで言っていました法人登記簿の謄本というのが登記事項証明書というふうに変ったということでございます。

○10番（我妻弘国君） あと、もう一つ。今わかりましたが、登記簿謄本というのが登記事項証明書という文言に変わったと、それだけですね。だけれども、ほかの条例に、法人登記簿謄本となっているのがあると思うんですよ。それが全部変わるのであれば、これはどういうふうにしていくのかなど。毎回全部出すの、これは。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今の質問に対してご答弁をさせていただきたいと思います。

条例改正に当たりましての議会議決事項につきましては、この部分のみでございます。ほかは規則等で、規則等には法人登記簿の謄本というような表現がございます。規則ではありません。これ以外の……（「違うでしょう」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうすると、企画課長が言ったのは全然違うんだよ、これは。意味が。法人登記簿の謄本というのは、これは生きているわけだ。だけれども、この変わった登記事項証明書というのは、これはまた別の言葉なんだと思いますよ。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） すみません。私の説明がちょっとあれだったんですが、企画財政課長がお話したように、法人登記簿の謄本ということが、こちらにありますように登記事項証明書というふうになりました。それで、議会にかける部分については、条例は議会にかけなくてはならないわけですね。それで、条例部分は全部直って、ここだけです、表現上法人登記簿謄本となっているのはこの条例だけです。ほかの条例は取り扱いしていません。それで、私が言ったのは、そのほかに議会の議決にかけなくてもいい規則とか、ありますね、規則は議会の議決要件でございませぬので、そちらの方は、町長決裁で全部修正済みということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 入札に関しては、登記簿謄本が必要でなかったですか。入札の資格証明を得るのに、たしか登記簿……、例えば……（「規則です」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） ほかの規則、要綱等でございます。例規については、町長決裁で改正してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） よろしいですね。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。17番 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 言葉ね、ちょっと意味理解するの違ってんのかなと思うんだけど、この法人登記簿の謄本というのは、その法人の履歴を全部書いているのが法人登記簿の、それを写したやつが謄本ですよ。それで、登記事項証明書というのは必要な部分だけ、例えば戸籍謄本と戸籍抄本のような違いで登記事項証明書と、こうなっているのではないかと思うんだけど、その辺ちょっともう少し調べてみてくれませんか。登記簿謄本と、それから登記事項証明書というのは、おのずから意味が違って、ただ、今までは登記簿謄本を必要としたのを、今度は事項証明書だけでいいですよというふうに法律が変わったと、こういうことでないのかどうかと思うんだけど、その辺もう一回ちょっと調べてみてくれませんか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 不動産登記法が全面改正されました。その中で、こちらでつかんでいるものとしては、先ほどお話ししていますように、法人登記簿の謄本の文言が登記事項証明書というような形が変わったということで、中身については同じものというふうに解釈はしておりますが、なお、具体的な中身は調べさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 法律上、法人登記簿の謄本というのが登記事項証明書というふうに名前が変わったというのは、これはわかるんだけど、私が言っているのは、登記簿謄本というのは、すっかりなくなってしまって、登記簿謄本にかわるものとして登記事項証明書になったよということを、今、課長が言っているわけね。私は、そうでないのではないかと。登記簿謄本というのは、あくまでも一例で、これは登記所に登記して、登記所に残っているものが登記簿ですよ。そこで、ただ、今までの登記簿謄本というと全部コピーしてもらわなくてはならない、すると、これは金もかかるわけ、1枚何ぼだから。だから、それを省略して、事項、この必要な分だけをとってつけていいですよと、こういうことではないかと、こういうことなんだけど、その辺ちょっと、私、間違っているなら間違っているでいいんですけども、登記簿というのはなくなったんだというのであればそれでいいんですが。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

[午前11時09分 19番大沼喜昭君 退場]

午前11時13分 休憩

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（村上正広君） 大変失礼いたしました。先ほど来お話ししていますように、登記簿の謄本というものを登記事項証明書というような形で改正されたということでございます。それで、この改正の中なんです、ほとんど電算の方に移行する際に名称も全部整理して、そういうような形に変えたということでございます。よろしく願いいたします。謄本という言葉はないということでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 登記事項証明書というのと登記簿というのがあるんですよ。登記簿があるから登記事項証明ができるわけですよ。それで、確かに今度の法律では登記簿謄本と

いうのは出てこないかもしれないけれども、登記簿そのものはあるんでしょうと私言っているんです。それで、これは法務省に照会すればすぐわかることなんです、登記簿がなければ事項証明できないんです。あくまでも、登記簿があって、その登記簿に登録された事項を法務省で証明するわけだから、登記証明書の根本になるのが謄本だから、謄本はあるんでしょうと、なければ私は事項証明できないのではないかと、こういうことでお尋ねしているんです。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） おっしゃるとおり登記簿というような簿冊的なものはあります。ただ、証明する際に、戸籍も同じなんです、戸籍簿というのがあって、証明する場合は名称が変われば変わったなりの形で法律の運用をして発行していくというような形になろうかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） やはり説明の仕方なんです、今まで登記簿謄本をとるということは、手続が事項証明書と比べるとかなり金がかかったりして大変なんです。それで、個人の場合の戸籍謄本と戸籍抄本みたいなものだからね、そういう意味で今度はこの証明書が非常に簡略化されたと、こういうふうの説明してもらえれば、私はよかったのかなと、こう思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約について

○議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第10号平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、北部地区幹線道路整備事業として、長年の間、地区住民より整備について請願等で要望されていたものであり、富沢地区槻木農免農道終点側の富沢字大仏前地内から田中林道起点側の富沢字深山地内を結ぶ延長660メートルの道路改良工事であります。

完成後は、船岡市街地と岩沼市・仙台圏域を結ぶ重要な連絡道路となるものでございます。

年度初めから発注準備を進めてまいりましたが、このほど準備が整いましたので、去る7月28日入札公告を行い、8月27日に入札執行いたしました。

入札方式といたしましては、町の入札方針に基づき制限付一般競争入札により行いました。

入札参加業者は、株式会社四保工務店、株式会社西和工務店、株式会社星工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の5者でありました。

入札の結果、株式会社西和工務店が4,960万円で落札し、消費税を加算した請負契約額は、5,208万円となりました。

詳細につきましては、公共工事管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。公共工事管理監。

○公共工事管理監（松崎秀男君） それでは、工事請負契約関係について補足説明をいたします。

工事請負契約関係資料を配付しておりますので、資料をごらんいただきながらお願いいたします。

議案書の19ページをお開き願います。

議案第10号平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約について。

平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事について。

次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的であります、平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事となります。

契約の方法であります、制限付一般競争入札による契約になります。

契約の金額及び契約の相手方ではありますが、契約の金額は5,208万円になります。

契約の相手方は、柴田町槻木白幡三丁目5番29号、株式会社西和工務店、代表取締役岩本相一になります。

町長が提案理由で申し上げましたとおり制限付一般競争入札ということで、去る7月28日、入札に係る公告を行い、入札申し込み参加者は5者でありました。8月28日に入札執行の結果、4,960万円で株式会社西和工務店が落札いたしました。

落札金額に消費税額240万円を加算したものが5,208万円となり、仮契約を行いました。前払い金につきましては、40%となります。

工期については、平成21年3月25日としております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私の方から工事の概要の説明を申し上げたいと思いますので、配付してございます資料をもとに説明を申し上げます。

第3回定例会、議案第10号関係資料というものをごらんになっていただければと思います。

まず、図面の方、中央にございますが、施工延長660メートルで計画幅員が7.0メートルとなっております。今回の工事部分ですが、今年度におきましては、右下の表に書いてございますように、路体・路床盛土工が5,770立米、法面整形工が1,200平米、仮管渠工が7カ所、これは現在、用水とかございませため、盛り土工で機能を失うとまずいということから、仮に配管して排水を妨げないようにするということでございます。管渠工3カ所ということで、図上にごございますように1号から3号までございます。それで、大江堀の方に管渠工3カ所ということになるものですから、現在の水路幅を確保しながら、今回ボックスの大きさについては配慮してあるということでございます。それで、図上にはちょっと入っていないんですが、左端のボックスカルバートというふうな表現をさせていただきますが、内のりの高さが1,500になっています。それで、内のりの幅でございませが、3,500ということで、流量的には現断面についても特に問題ないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第11号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

精神障害者小規模作業所の「しらさぎ共同作業所」が、障害者自立支援法に基づく「柴田町地域活動支援センターしらさぎ」に移行し、平成21年1月1日から供用開始になります。その施設の管理について、地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものでございます。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、「柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 議案第11号指定管理者の指定についての詳細説明を申し上げます。

ただいま町長が提案理由でご説明申し上げました精神障害者小規模作業所の「しらさぎ共同作業所」を、平成21年1月1日から、障害者自立支援法に基づく「柴田町地域活動支援センターしらさぎ」に移行するに当たり、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。そ

れに従いまして指定管理者を公募し、候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、21ページをお開き願います。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町地域活動支援センターしらさぎであります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体につきましては、角田市佐倉字町裏1番63番地、社会福祉法人臥牛三敬会であります。

次に、指定の期間についてであります。施設の業務内容等を考慮して、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3カ年間とするものであります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

柴田町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第2条の規定に基づきまして、当該施設の指定管理者を公募することとしました。公募期間を平成20年7月15日から8月11日に設定し、町の広報紙及びホームページにおいて周知いたしました。公募期間中の7月29日に申請を検討している法人等への説明会を開催しましたところ、二つの社会福祉法人の出席があり、公募要綱の説明や質疑の時間を設定したところであります。公募期間の最終日である8月11日に、説明会に出席した社会福祉法人臥牛三敬会1法人のみでしたが、申請書が提出され、受理いたしました。社会福祉法人臥牛三敬会について、8月12日に開催しました指定管理者選定委員会において、現在行っている福祉サービス事業、実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） まず、なぜ柴田町の福祉協議会がこれに参加しなかったのか。今まで柴田町の福祉協議会では、羽山荘の問題とか、それからセンターの運営とかいろいろやっているわけですね。その中で、肝心かなめのところに来てほかのところに行ったという、その辺の経過をお願いいたします。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

確かに、説明会においては柴田町社会福祉協議会から出席をいただきました。それで、この要綱等といいますか、持ち帰って、町社協にとりまして今回の指定管理者として手を挙げるべきかいろいろ検討協議、あるいは、ほかの施設の視察研修も重ねたというようなことは聞

いてございます。

ただし、町社協のこれからの運営方針といたしますか、考え方かと思いますが、これからますます進むであろう少子高齢化社会に向けて、町社協としましては、いろいろな福祉の施策を展開する福祉施設といたしますと、広い意味では社会福祉全体、それから児童とか母子とか障害とかというようなことがあろうかと思いますが、これからますますニーズが拡大する社会福祉施策、トータルで少子化に向けた子育て支援、あるいは超のつく高齢化時代に向けた高齢者福祉、そちらの方に重きを置きたいというようなことは前から言われていましたので、そちらの方への比重といたしますか、重心を、そちらを今後どう担っていくというような大きな方針の中から、あと、受け皿的に人的整備等々も考慮した結果、トータルの総合的な判断をした結果、今回は受けない方針というようなことは聞きました。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） やはりほかの町では、こういうふうな支援センターについても町の福祉協議会がやっているところが大分あるんです。それが柴田町で、きのうも合併の絡みで出たんですが、やはり地元の人が地元を守るという、特に福祉の場合にはね。それが、ほかのところは、角田違うといっても違いますが、ほかから来て、その中でこちらはこう進むんだというやつが、ちょっと私には。その中には当然、福祉協議会の審議員の中にも町の人が入っているんでしょからね、その方向づけも見えてこないし、その辺についてお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁いたします。

社会福祉協議会におきましても、角田市社協とか七ヶ浜町社協、あるいは大河原町社協等々につきまして、この障害者施設の管理運営を委託しているというような先進事例といたしますか、そういうところを研修を重ねて、いろいろな表として提案いただいたんですが、一番は抱える人の手当て、人件費的なものでちょっと、今回町が提案した金額では、体制整備に大変厳しいものがあるということも一つの要素でありました。以上です。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 簡単に言えば、町で普通の状態よりも低く見ている。簡単に言えば、町で福祉協議会に出しているお金が低いということなんでしょう。だから、それに伴って、合わない。それだけ柴田町がひどいということにとらえてよろしいんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 今回の指定委託料をはじいた根拠は、現場経費のみというように、のみといいますか、ほとんど現場経費といいますか。それで、それを運営しています、例えば現在のしらさぎの運営形態ですと、町の職員がかかわっています、毎日のように。あと毎月の定例会、あと四半期ごとの事業計画・運営等々につきましては、健康福祉課の事務的な支援、あるいは保健的な支援というようなことで、保健師が常にケアの体制をとって、今までは、しらさぎ作業所は運営してまいりました。今回は、指定管理者というように、その町職員のかかわる部分が、ある程度手が引けるといいますか、最低必要な部分はかかわりますけれども、今までのように直接的な町職員のかかわりが軽減されますので、本来の町行政業務に特化的に従事できるようになるというように、直接、現場費用経費というように、今回の指定管理費は算定したというように、ございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） まず1点目。今、しらさぎに登録されている会員さんですか、何人ぐらいなんですか。

それから、この指定管理者の契約された金額。

それから、角田の社会福祉法人臥牛三敬会さん。私ら初めて目にする団体でありますけれども、過去の実績、アバウトでいいですから、どのようなことをほかにやってきているのか。このような、やはり、しらさぎみたいなのを受け取ってやっているのかどうか。

それから、事業計画案が出てきたと思うんですよ。それで、今までの過去の柴田町のしらさぎの取り組み方と今回の臥牛三敬会さんの計画なんかを比較してみて、著しく異なるとか、ほとんど差がないとか、そのようなひとつご説明をいただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

今回、町が提案申し上げました指定管理者へのお願いの中で、金額的なものから最初答弁させていただきます。月の契約料が50万円で年間600万円を上限とするという条件を提案させていただいて、それに対しましては、「はい、その内容で受けてもよいです」といいますか、応募があったというように、ございます。

それで、この法人の運営についてですが、身体障害者通所授産施設ということで角田市佐倉に59年4月から身体障害者の方の通所授産施設というように、サービスを行って、ございます。それから、知的の通所授産施設ということで、同じ場所になりますが、「第二虹の

園」という名称で平成元年4月からサービス事業を展開してございます。それと、多機能型施設ということで、「レインボー多賀城」という名称でございますが、多賀城市に就労移行支援事業として19年4月からそのようなサービス事業を展開してございます。

あと、ここの施設につきましては、町内からも通所等で利用なさっている方がいます。それで、1月になりましたら成人式ということで園内でお祝いしていただく、そういう行事も開催してもらってございますが、本町からも、ことしですと2名の方が成人式に該当するというようなことで、その成人式のお祝いにも出席したという経過がございます。

会員につきましては、しらさぎ共同作業所、会員の登録者数は26名です。実際には、通所につきましては、常時通所なさる方々につきましては16名から18名が毎日の平均利用者ということになります。

今回しらさぎ作業所を指定管理者として受けて、どのようなサービスを展開してくれるのかということで、事業計画を提出していただいています。その中身につきましては、創作活動として陶芸教室、あるいは紙すき教室、あるいは調理教室、そのような地域にある資源を有効活用した創作活動を展開してまいりますという計画書が提出されています。また、ほかに、生産活動としまして手芸品を生産したり、あるいは商品の箱詰めをやったり、ギフト商品の包装、あるいは、これが今回特徴的な事業計画というようなことでとらえてございますが、だんごの販売です。ここでつくるのではなくて、この場所で販売というようなことで、いろいろな製品の販売を経験、体験することによって社会性をきちんと身につけていただきたい。この辺につきましては、今回提案された内容では、すばらしい活動計画なのかなということで評価してございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） なかなかおもしろい計画、事業案ですね、だんごを販売する。ちなみに、どこでつくっただんごなのか聞いておきたいなと、こう思います。いやいや、中国ではだめでしょう。

もう一つ、実は、しらさぎのここのことを前にお話ありました。そのときに、もみのき園のことも秋あたりまで何とかいろいろなことを考えておきたい、課長が言っていたのをぜひひとつ、どこまで進んでいるのか。その辺を聞いておかないと、やはりもみのき園に行っていらっしゃる方も大変心配していたんです。春先、私も「心配なんだよね」、こういうふうに言われたので、ひとつどこまで行ったのか教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁いたします。

だんごの販売につきましては、固有名詞をちょっと忘れてしまったんですが、フランチャイズ制と申しますか、そういうフランチャイズでいろいろな卸すというんでしょうか、そういうところから仕入れて販売ですね、小売と申しますか、それについて自分らの手で物を売る、代金をいただく、あと集計するとか、そういう社会性を身につけていただきたいという内容でございます。

もみのき園の関係でございますが、以前から、平成21年4月から障害者自立支援法の規定に基づく法定施設への移行を予定しているということは前々から答弁させていただいていました。それで、じゃあ、法定施設のメニューはと申しますと、まず単独でというようなことになれば、ちょっと人数要件、10人以上という人数要件を満たすのに、大変現状でもまだ厳しいという状況になります。あと、平成20年4月に地域活動支援センター、法定施設の緩和策としまして、同じ経営体であれば、主従の関係で同一経営体が経営するのであれば、片方は6人以上の利用者があれば、主従の関係が保たれるのであれば、今まで言っていた単独10人以上でなくても主従の関係が形成できるのであれば6人以上でも法定施設として認めますよと。あと、そのほかにも、今回障害者自立支援法につきましては、就労支援とか介護給付とか、いろいろなほかのサービスも考えられないこともないものですから、まず、その三つが選択肢として考えられるのかなということで、現在、計画というか、調整中でございますので、その主従の関係をお願いできるのかにつきまして、今議会で初めてしらさぎについて指定管理者の承認をいただければ、今回、しらさぎの地域活動支援センターの指定管理者が同じ経営体でもって、もみのき園も一緒に経営、運営してもいいですよという返事をいただかないことには、主従の関係が築かれませんので、きょう承認いただきましたら即、すぐにでも、もみのき園との主従関係で一体となる指定管理者ということはいかがでしょうかというようなことで提案し、協議、調整させていただきたいと思っております。

まだぐずぐずしているのかということでおしかりを受けるかと思うんですが、21年4月から新たな支援体系へ移行した場合は、現在もみのき園を建設するのに心身障害者通所授産施設建設補助金というようなことで、補助金1,500万円入っています、県から。それで、この補助金が21年4月にどのような、このもみのき園の利用形態がどうなった場合に補助金返還せずに済むのか、あるいは補助金返還になるのか、その辺について、こういう利用形態こういう利用形態と事例を出して、今、県の方と調整、確認中です。それで、その答えを受けることと、あと国の制度も、先ほどお話ししました20年4月になってから主従関係であればいいで

すよというようなことで、毎年のように制度がころころ変わってきます。さらに、今年度、障害者支援法が施行されて3年目というようなことで、法体系そのものも見直す時期にも来ていますし、さらに21年度予算、国の予算編成もそろそろ中身が見えてくるのかなというようなこともございまして、補助金の問題、あるいは国の制度改正の動きの問題、あるいは予算編成がある程度見えてくる、その辺がもうじき見きわめられる時期が来るのかなということで、もみのき園をこれからどうするかにつきましては、遅くとも10月には方針、方向づけを見出してまいりたい、そのための努力をしてまいりたいという考えでございまして。以上です。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 3問目になるので、いろいろお伺いしたいと思います。

もみのき園の主従関係、仮に従になったとき、臥牛三敬会さんが「いいですよ」と、こうなった場合の補助金、町の方からのあれはどういうふうになるんだろうなど。町で、もみのき園に支援する分はどういうふうになるのと。例えば、今、三敬会さんは、しらさぎに対して50万円から600万円、50万円というのは月50万円、年間では600万円を限度とすると、こういうふうになっているわけですがけれども、例えば、もみのき園が従として入った場合に、余計かかるのではないかなと、プラス、じゃあ、金額的にはどんなふうな考えでいらっしゃるのか。

それから、もみのき園には今何人いらっしゃるかわからないですけれども、登録人員が少ないということで、主としてやれないということで、例えばこれは、わからないんですけれども、広域で募集するということはできるのかどうか。広域というのは、隣の町とか近隣の方から募集して、あそこで運営は可能なのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

もみのき園につきましては、現在、運営管理を柴田町の社会福祉協議会の方に運営委託してございまして、たしか四百数十万円だったかと思いますが、委託料につきましては。それで、今度、もし、うまいぐあいに理解、了解いただきまして、三敬会さんの方に、もみのき園と一緒に運営委託してもよろしいですよと言われましたら、今度は、じゃあ、管理料幾らがまず一番の……、虹の園さんでも、幾ら社会福祉法人とはいえ、赤字では運営は「うん」と言ってくれないと思いますので、値段の交渉になろうかと思いますが、ただ町としては、6人を超えれば主従関係の法定施設ということで認めてもらえる施設に何とか移行した

いなということを、町側、行政としては、そういう希望でお願いしますが、何せ相手様もありますので、たまたまこのしらさぎにつきましては、条件的に見合ったというようなことでオーケーというようなことだったんですが、今度、場所的な問題とか、交通の問題とか、送迎の問題とか、いろいろな問題で合意に達することを祈りたいという気分でいっぱいなんです、相手様もあって、その辺は交渉というようなことで、最大限の努力をいたしたいということでもよろしくご理解いただければと思います。

あと、先ほどお話し申し上げました選択肢の中で、施設を借り受けて、そういう障害者の方々へいろいろな就労支援とかサービスを提供したいという社会福祉法人の方が町内にもいらっしゃると思いますので、もし、施設を借り受けられるのであればというようなことで、そういうサービス事業を展開したいというようなことであれば、やはり公の施設を貸し出すということになるものですから、その貸し出す相手方の選定につきましては、まず、透明性を持った相手選定になろうかと思っておりますので、可能性としては、そういうことでの可能性もないことはないということでもご理解いただければと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

○10番（我妻弘国君） もう一点あるんですよ、募集はできるのかの答弁漏れ。

○健康福祉課長（平間洋平君） あくまでも地域密着型サービスといいますか、利用者が他市町からという意味合い……（「はい」の声あり）他市町からは今のところご遠慮いただいています。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。21番加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） では、一つお聞きしたいことがありますので。虹の園という規模の大きいところに決めていただいたというのは、よかったと思いますけれども、できれば町内にあってほしかったなという希望があります。それで、26名の入所者がいるということですが、身体的に大変難しい、26名いてもその日によっては17名とかということがありますけれども、その50万円という中には、人件費ですけれども、何人くらい常時いてもらえるのか。そして、保健師さんが常に待機していただけるのかということをもまず聞きたいと思えます。でないと、もう一つですけれども、それに対して支援費を使っての運営になるのかと思うんですけれども、そういうときには、朝、気分が悪いとかいろいろなことがあるんですけれども、無理に出勤して、きょうも出勤だということが加算されるということがあったのでは、この施設は成り立たないと思うんですけれども、そういう点についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

漏れてしまったら恐縮でございますが、まず最初に受け手といいますか、なぜ町内に受け手がいなかったのかというようなことから答弁させていただきますが、このしらさぎ作業所につきましては、指定管理といいますか、大分、アウトソーシングというようなことで、このことにつきましての説明会を、ことしの1月18日に町内及び仙南地域で障害福祉事業をしている社会福祉法人の方々に出席をお願いし、説明申し上げました。その中には、当然、本町を基盤として社会福祉法人活動を展開していただいています旭園さん、あるいは、はらから福祉会さん、あるいは本多友愛会ということで、本町で社会福祉事業を展開している社会福祉法人3者の方には出席いただきまして説明申し上げました。その結果、いろいろ検討していただきましたが、なかなか手を挙げるには困難だというような、いろいろな事情があったのかと思います。

指導者につきましては、今回指定管理者の応募基準で、指導に当たってもらっている方が、1月からそくっと新たな顔ぶれになるというようなことでは、入所者に対して心配やら不安やらいろいろ動揺を与えるということで、現在しらさぎ共同作業所で常時的に指導していただいている方お一人と、あと、臨時的にお世話していただいている方お二人を当分の間、その方々を再雇用というんでしょうか、そういうことで指導に当たってほしいというようなことで、施設入所者に対する不安の解消に、その辺は考慮しているというようなことでご理解いただければと思いますし、これから指定管理者に管理運営をお願いするようになりますが、直接保健師さんという方は臥牛三敬会の方にはいらっしゃらないんですが、ただ社会福祉士の方とか、あるいは保育士の方というような方々で専門的な能力を有する方が、ケアといいますか、指揮監督に当たるということでございます。それで、保健士のケアにつきましては、町内の方が、敷地のすぐそばに通所している方々、町民の方々ですので、当然保健福祉支援につきましては、今まで同様というのはちょっと厳しい面もあろうかと思いますが、その辺についてはケア支援適用に配慮してまいりたいと考えてございます。

障害者自立支援の法定施設の中で、地域生活活動支援事業というようなことで事業者に補助が来るサービス事業で、いろいろな訓練給付を受ける、介護給付を受ける個別給付事業ではありません。この事業を展開している事業者に補助が来るということだけですので、補助ということは、町からの補助も同じなんですけど、補助できる予算の範囲内でしか交付されませんので、この事業を将来とも安定的に運営継続できるかとなると、補助事業というようなこ

とで若干不安定な要素はあります。それで、個別給付云々といいますが、個別給付事業につきましても、国が当然に負担する、利用あったら利用されただけ負担する事業と、予算の範囲内で補助をする補助事業と、ちょっとその辺意味合いが違います。今回の地域活動支援センターは、補助対象になる事業というようなことで、自立者への個別給付事業とは違います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） 旭園も運営が大変だということなので、なかなか手を挙げられなかったんだと思います。自分の方が大変だとも言っておりましたので。

それから、今職員は、今までの方をということですがけれども、今までの方は、臨時であり補助員だったと思うんですがけれども、その人たちに来ていただくということは、当分の間ということですがけれども、この26名の精神的なものを見ると、必ず保健師さんがいてほしいと思います。それから、医師もついていていただければ、社会福祉士だけではなくて、精神的なものがいっぱいあるので、そういうものをこれから町としては虹の園の方には要望はできないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

医師に関しましては、このような社会福祉法人で障害者の方々等々に対するサービス給付事業者ですので、その点、医療機関との連携協力は保たれていると思います。その辺につきましても、心配のないような運営管理につきましても、特記事項といえますか、その辺お互いに紳士協定的に、誠実に契約を履行するというようなことで、そのことは確認してまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） もう一度、職員のことで聞きたいんですが、そうすると当分の間というのは、期間を決めているわけですか。

それと、今働いている職員は、それに納得してというか、そういう形、どういうふうな説明で当分の間という期間を決めるのか。

それから、今の説明だけを受けていると、今までの町のやり方とどこが違うのかなど。同じ職員を使って、ただ受け取る側は臥牛三敬会になると。それで、保健師だって完全に手を離すわけにはいかないですね。今説明を聞いていたら、保健師は入らないわけですね、じゃ

あ向こうでは。虹の園の方では入らないというのであれば、今までかかわっていた保健師もかかわらなければ、やはり利用者は不安になるし、それから職員の方も相談相手がいないと困ると思うんです。そうすると、いろいろ考えていると、どこがどう違うのかなというのがよくわからないんですよ。この指定管理者を指定することにより、要は、今いる職員の給料がどこから払われるかしか変わらないのではないかなというふうにちょっと感じたものですから、違いについてももう少し説明をお願いします。

それと、指定管理者の委託料そのものは、人件費だけですよ、建物の光熱水費とかはどうなるのか。

それから、やはり心配なのが、虹の園自体は、精神障害者というのは今までやっていないわけですよ。そうすると、最初は今の人たちをこちらで使ってくださいという形にするけれども、その後は、じゃあどうなるのかなとか、いろいろ何か不安なことがいっぱいあると思うんですよ。社会福祉士では精神障害者に対応できないし、そうすると、やはり町の保健師がある意味手を引くという形というのとはとれないのではないかと。そうすると、最初の課長の説明だと、町職員が余りにも時間をとられ過ぎているのでというふうに私はとったんですが、それで委託してしまうんだと、だけれども最低限度のところだけはかかわっていくというふうに説明があったかと思うんですが。何か、この違いというのを明確にわかるように説明していただきたいんです。どうも委託してしまっただけで本当にいいのかという不安がやはりあるものですから、もう一度その違いをお願いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 多岐にわたりましたので、答弁漏れないようにお答え申し上げます。

当分の間というような期間のことですが、このことにつきましては、今回お願いする期間中、3年間ですので、3年間はそうのようにお願いしたいというようなことで相手方には確認といえますか、お願いしてまいります。

それと、確かに、現在と指定管理者に委託後、何がどう変わるのというようなことで、そのことにつきましては、現在町がかかわっているということは、行政職に当たる者は、保健師は別ですけれども、普通一般的には、3年、3年で人事異動があります。そのときに、せっかくなれた職員がどうしても宿命的に人事異動で、担当者がまたかわったの、またかわったのというようなことで、利用者の方にとっては、その辺は大変不安定な、不安な部分なのかなというようなことがございます。それで、今回お願いした場合には、確かに精神障害者の

方の通所の経験がないのではないかなというようなことですが、そうではなくて、今までは3障害が別でした。知的と精神とか。そのときに、近くにある施設であれば相互利用ということができました。ですから、知的の方々のサービス事業所であっても、近くに精神的に障害ある方が利用したいというようなことであれば、相互利用ということで、お互いに違う障害の方であっても。ですから、臥牛三敬会にその辺確認しましたら、「相互利用の関係で、何人も私どものところにそういう方も利用してもらっていますので、そういう方につきましてのいろいろな特性も十分承知しています」ということです。それで、そういう組織であって、いろいろなところにあるいろいろな分場とか、あと先ほど申し上げました多賀城に就労支援のそういう施設もいろいろ展開していると。そうすると、障害を持つ方にとっていろいろな生きがい、励ましとか経験とか体験とか、それでお願いすることによって施設を勉強といいますか、研修といいますか、あらゆる施設を多目的に経験、体験できるというようなことは、指定管理者に管理をお願いする、そういうのがメリットになるのかなというようなことは考えてございます。ですから、その辺、障害を有する方に対するこれからの生きがいづくり、地域生活支援のための、自立支援のためのいろいろな資源の有効利用にしておりますコーディネーターですね、町でやっているよりも、よりよきコーディネーターをしていただけるのかなということは期待しているところです。ですから、先ほど話しました生産ですね、小売を経験するというようなことで、社会性にとりましても身につけていただけるのかなというふうな、その辺についても期待しているところです。

あと、建物云々につきましては、今回収支予算書ということで提案いただきましたその中身につきましては、事務的な費用とか事業費、あとライフライン等の管理費というようなことで、例えば管理費につきましては、おおむね120万円というようなことで、月々10万円ぐらい水道、電気、光熱等に要するのかなというようなことで試算はきちんとしてございます。ですから、人件費のみではございません。建物施設の維持管理に要する費用も、この収支予算計算書ではきちんと計上、計算されてございます。

漏れましたでしょうか。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そうすると、人件費部分は480万円ですよ。今までの職員の方を雇用して、そのほかにそうすると、人は、臥牛三敬会の方からは、常時、人を配置するということは可能なんですか。先ほどの社会福祉士というのは、常時ではなくて時々ということになるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 現場に直接常置につきましては、非常勤と先ほど話ししました臨時的ということで、3名は現場に配置されますが、指揮命令系統といいますか、まず本部に理事さんたちとか、あと、ここの柴田町の地域活動支援センターを主に管理する管理者が提案していただきまして、その管理者が毎日来て、点呼するなり、そのことにつきましては、あと、常の状態につきましては、ここの施設の管理者が臥牛三敬会では置かれますので、責任を持っていただく管理者が、毎朝、点呼とか、その日の予定とかの確認とか、あと、常の状態の時ですが。あと非常時につきましては、どのような防犯・防災の体制、その他緊急時の対応というようなことで、きちんとしたマニュアル化をしまして、その辺の施設の管理の良好な維持管理には努めていただくことは、これから指定管理の契約書の中できちんとしたものを取り交わす予定でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 先ほど、すみません、あの答弁漏れがあったんですが、町の保健師のかかわりというのはね、まあ、全く手を引くということは不可能でしょうが、ただ、どのように、やはりこれだけ民間に委託してしまうと、なかなか入り込めないとなるような気もするんですが、どういう形で入っていくのか。定期的にもう決めて、例えば、毎週何曜日は保健師は必ず行きますよとか、何かあったら相談してくださいとか、そういう形になるのか、ちょっとその運営方法の方が、よくわからないんですが、どういうふうに考えているんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

町の保健師がしらさぎ共同作業所という、団体といいますか、その団体とかかわりがあるということで、支援をしていきますが、個々の中身の利用者につきましては、個々に、保健的な指導をする担当保健師がいますので。ですから、全体とりまとめの保健師的な、そういうポジションはいなくなるかもしれませんが、利用者の方は、ああいう状態の方々ですので、それで保健師のケアをほとんどの方が受けていますので、地域担当制でケアをする保健師がついていますので、その辺の心配は、そういうことで解消していただけるのかなと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 議事進行も含めてお尋ねをしたいんですが、今、虹の園という話、私ここで初めて聞いたんですけれども、ここには臥牛三敬会としか載っていないんだけど、

虹の園という話があって、私ちょっと昔、虹の園という話を聞いた記憶がよみがえったんですよ。それで、虹の園というのは、運営上いろいろ問題があったということが過去になかったのかどうか、その辺まず一つお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは、こういう福祉施設、これを指定管理者に委託する場合に、例えば町として、この人に思いを寄せるというか、この人にやってほしいという事業団というか、そういうものがなかったのかどうか。例えば、先ほどの課長の話だと、一律にこういう事業があるから、だから説明会やるから来てくださいということで、説明会にはかなりの数が来てくれたと。しかし、結果的に手を挙げたのは一つだったというような話ですよ。そうなってくると、これはこちらの方の計画、思いというものがあっても、金の面でその思いが届かないというものも出てくるのではないかと。それで、私は、町としてこういう施設にしたい、ああいう計画を実行してみたいということだとすれば、この事業団、AならAという事業団にこういうことでどうだというような話をしていく。福祉だからね、これは安いからいいというものでもないのではないかと思うんですよ。町の計画がその会社によって進められるかどうかということが一番大事な問題だと思うのね。そうだとすれば、私は、ああこの会社にやってもらいたい、この事業団にやってもらいたいというのだとすれば、そこまず話し合いをする。そして、金銭的な折り合いがつかなければ、どこで折り合いがつくのか、そういう話し合いを、まず、するということが大事でないかと。

それで、私は、今こうやってみんなが話をしているのを聞いてみますと、やはりこういう障害のある子供のお世話というのは、顔の見える人たちにやってほしい。金が安いからいいんだというところで、顔のわからない人をお願いをするというのは、やはり福祉政策という点からいっても、これはかなり問題があるのではないかと、こんな気がするんですよ。そういうようなことを考えると、かなりの数の人たちが今質問しているんですよ。しかし、質問しながらも、まだまだ胸にすんと来ない部分があるのではないかと、こういうふうに思うんです。

そこで、議事進行にかかわる問題なんですけど、一たんここで休憩をしてもらって、そして取り扱いを、議員の方も、これはちょっとやはり問題があるんだとすれば、どうするか、それぞれ仲間と相談をしてみたいというような気もします。

それから、行政側も、自分たちがどういような福祉、施設運営をしてもらいたいのかという思いがあったのかどうかということも検討してもらいたいと思うんですよ。それで、これは契約済みなのかどうか私はわかりませんが、契約済みだということになれば、これは契約

違反になるから変更できないと思うんですが、最後は契約しているのかどうかだけ聞かせてもらって、もし契約していないのだとすれば、今話したように一たんここで休憩をとって検討してほしいと、こういうふうに思います。まず契約しているかどうかだけ聞かせてください。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 契約の問題につきましては、工事請負契約をイメージしていただければ、仮契約はしていますが、議会の承認があって本契約ということになります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） これより休憩します。

午後1時15分、再開いたします。

午後0時14分 休 憩

午後1時16分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第11号を議題といたします。

杉本五郎君の質疑に対して答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

臥牛三敬会が過去において不祥事云々というような質問がございましたが、確かに、現在は経営陣かわってございますが、旧理事長が暴力的な事件を起こされたという経過がありました。

なお、現在におきましては、経営陣は一新されているということで、何ら問題ない経営運営がなされているというようなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。（「経過は」の声あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） それでは、しらさぎ作業所につきまして、これまでの運営経過等について説明させていただきます。

しらさぎ共同作業所につきましては、小規模作業所というようなことで運営してまいりましたが、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。それで、障害者自立支援法に照らし合わせると、これまでのしらさぎ共同作業所につきましては、法定外施設としてとらえられてしまいますので、法の定める施設に移行したいというようなことで、いろいろ県、国等とも協議してございまして、じゃあ、新法の法定施設に移行するために準備金といいま

すか、移行を条件に18、19、20年度、今年度までですが、110万円の補助金が入ってございます。それは移行するということが前提ですので、ですから補助金をいただいたということは、当然21年4月からは、法の定める施設に移行せざるを得ないということで、そのためにことしの6月でございましたか、法定施設に移行するためには、直営から指定管理者制度といえますか、社会福祉法人が運営する施設でないと法定施設とは認められません。そのために、今年度の6月にしらさぎ共同作業所の条例におきまして、しらさぎ共同作業所は21年1月から指定管理者が管理運営するんですよというようなことで、6月に条例の承認をいただいております。そのことを受けまして、今回指定管理者の指定についての提案に至ったというようなことでございます。

続きまして、事業の運営につきましてでございますが、事業の運営につきましては指定管理者に管理を行わせるというようなことで、そのために、まず、指定管理者の選定のために広く公募いたしました。広く公募し、応募いただいた業者が今回指定をお願いしたいといえますか、手を挙げていただきましたのが1法人、今回の臥牛三敬会だったというような経過でございます。これから、しらさぎの経営が指定管理者、臥牛三敬会に移行することによって何がどう変わるのかというようなことでございますが、あくまでも臥牛三敬会の活動等につきましては、過去から現在までの実績等々を参酌しまして、いろいろな活動のメニューが多彩であるというようなことと、通所者にとりましても飽きない多彩なメニューに触れるチャンスがふえるというようなこともございます。それで、前年度の実績でございますが、しらさぎの通所者が就労支援ということで臥牛三敬会につなげたという、そういう事例も実際発生してございますので、今回、同一管理者であれば、本来であります障害者の自立支援のための就労支援にきちんとつなげる組織ではないかなというようなことで、その辺につきましても期待できるのかなという考えをしております。

次に、臥牛三敬会に指定管理が移行後も、実際現場で支援していただく方々は、従来の方に再雇用というような格好で、これにつきましては確認とお願いといえますか、内々の承認をいただいておりますが、その中に、旧名取病院にお勤めの経験がございます看護師の資格を有している方が指導員として当たることとなります。

それと、ご心配いただいております保健師さんのかかわりというようなことでございますが、あくまでも、しらさぎ共同作業所につきましては、今回管理運営を行いますのは、事業運営についての指定管理者といえますか、事業運営につきましてのお願いでございますが、本来の保健師の業務につきましては、事業運営といえますか、通えている方につきましては、精

神的に安定している方々が通えます。それで、本来こういうところに通った方がいいよとか、通わせた方がいいねという方々を新規に掘り起こして、この施設に通っていただくとか、それから、現在まで通えていたんだけど、何か急に通所を休むようになったと、そういう方々の周辺支援保健指導に、本来、今まで当たれなかった保健師が、そういうところの部門にも従事できるというようなことで、町全体の保健師業務にとってはプラスに働いていくのかなというような考えさせていただきます。

あと、もみのき園につきましては、今回この指定管理者選定について承認いただければ、ブランチ的な管理運営というようなことで交渉に当たりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 提案なんですけど、この議案に対する大変期待を寄せている部分もありますし、しかし、それだけにやはり、指定管理者に委託するに当たっては一抹の不安もなく委託をしたいと、こういう気持ちもあります。そういうことで、一つ提案なんですけど、ここだとやはりどうしてもかみしもを着た議論になってしまいますから、ざっくばらんに、私、先ほど申し上げたんですが、例えば虹の園のときのこと、理事者がかわったから空気がすっかり変わりましたよという話ですけれども、そういったようなものの不安を取り除くためにも、別途休憩をして、この辺をざっくばらんに話し合える場をつくってほしいと、こういうように思いますが、議長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ただいま杉本議員から、休憩してほしいと動議がありました。

お諮りいたします。これから休憩することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。

それでは、ただいまから休憩いたします。

午後1時25分 休 憩

午後2時43分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第11号を議題といたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成20年度柴田町一般会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第13、議案第12号平成20年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号平成20年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、真にやむを得ないものについて補正をするものです。

補正の主なものは、歳出として、土木費道路維持費、住宅管理費、公共下水道事業特別会計への繰出金及び賦課徴収費などの増額、4月1日の職員異動に伴う人件費の減額並びに財政調整基金への積み立ての補正を計上しております。その財源として、地方交付税、地方特例交付金、国庫支出金などを充当いたします。

また、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更を行うものでございます。

これによります補正額は1億38万8,000円となり、補正後の予算総額は99億2,096万8,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億2,096万8,000円とするものです。

27ページをお開きください。

債務負担行為補正です。追加1件ですが、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度が平成21年度からスタートするために、個人住民税公的年金特別徴収処理システム構築を2カ年で行うために、平成21年度分の委託料972万3,000円を追加補正するものです。今年度分といたしまして、項2、目2賦課徴収費で1,022万7,000円を補正計上しております。変更は1件であります。平成20年度小中学校情報学習基盤再整備事業費が確定しましたので、限度額5,882万7,000円を5,579万6,000円に変更するものです。

28ページをお開きください。

第3表、地方債補正です。変更1件であります。船岡新栄通線沿線の道路等の整備事業であります。まちづくり交付金事業費補助金の確定により、限度額を2,480万円から1,730万円に変更するものです。

31ページをお開きください。

歳入になりますが、ほとんどが交付額や補助金の交付決定見込みによる増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。一番上の表になります。款10、項1、目1地方特例交付金1,614万3,000円の増額は、交付額の確定によるものですが、児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金が当初見込額より上回ったことによるものです。

中段の表になります。款11、項1、目1地方交付税の7,112万5,000円は、普通交付税の交付額の確定により増額するものです。国の平成20年度地方財政計画で示された方針では、地方交付税は平均で1.3%増額とのことでありましたが、19年度の法人町民税の大幅な増、公債費等の減による基準財政需要額の減が見込まれることから、当初予算では、19年度決算見込額の6.4%減額しまして予算措置させていただきました。地方交付税には普通交付税と特別交付税がありますが、今回の増額補正は普通交付税で、昨年度と比較すると金額にして7,383万3,000円の減となり、3.07%の減額率になります。

款13、項1、目2民生費負担金の104万4,000円の増額は、心身障害児通園施設利用支援負担金で、むつみ学園入園者が当初見込みよりふえたためによるものです。

款15、項2、目4土木費国庫補助金1,000万円の増額は、まちづくり交付金で補助金の確定によるものです。

32ページをお開きください。

2段目の表になります。款16、項2、目2の民生費県補助金1,000万円の減額は、障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付額決定によるものです。しらさぎ共同作業所を改修するに当たり、当初予算では2,000万円の補助を見込んでおりましたが、希望団体が多いことから減額になったものであります。

3段目の表になります。款16、項3、目4教育費委託金は12万5,000円の減額です。子どもと親の相談員等活用調査研究委託金30万5,000円の減額は、当初では小学校2校を予定しておりましたが、柴田小学校の1校だけの実施となったためによるものです。豊かな体験活動推進事業委託金20万円の増額は、額の確定によるものです。

款17、項1、目2利子及び配当金12万2,000円の増額は、用品調達基金に運用益が出たために措置するものです。用品調達基金については、300万円を定額としておりますが、過不足が生じた場合は条例に基づき歳入歳出に計上することになっているために、19年度で運用益が生じたことから、歳入として措置いたしました。

33ページになります。

款18、項1、目3総務費寄附金500万円の増額は、船岡東二丁目のもと文星堂の経営者であった故楠目美代子氏の相続遺贈人一同から寄附があったものです。目1ふるさと応援寄附金1,000円の計上は、ふるさと応援寄附条例と基金条例の制定に伴い、予算科目を設定するために措置するものです。

款19、項1、目1他会計繰入金988万8,000円の増額は、老人保健特別会計と介護保険特別会計の平成19年度決算に基づく繰出金の精算によるものです。目2基金繰入金3,000万円の減額は、当初予算におきまして財政調整基金から1億7,100万円を繰り入れておりましたが、3,000万円を繰り戻すものです。基金残高につきましては、歳出の基金管理費でご説明いたします。

款20、項1、目1繰越金3,429万8,000円の増額は、平成19年度の歳計剰余金が確定したことにより措置するものです。

款21、項4、目3雑入は30万9,000円の増額になります。農業者年金業務7,000円の減額と家庭教育支援基盤形成事業委託金20万1,000円の増額は、額の確定によるものです。教育施設等不用品売払金11万5,000円は、廃棄する机やいすの金属等を売り払ったものです。

34ページをお開きください。

款22、項1、町債、目2土木債750万円の減額は、まちづくり交付金事業補助金の額の確定によるものです。

35ページからは歳出になりますが、主な項目だけご説明いたします。

各、款項目とも、4月の人事異動による職員の給料、職員手当、共済費等を補正しております。

主な項目だけを説明させていただきます。

36ページをお開きください。

上の表の下から2行目になります。款2、項1、目2企画管理費の節19負担金補助及び交付金100万円の増額は、3町合併協議会の負担金を措置するものです。節25積立金1,000万円の増額は、ふるさと柴田応援寄附条例に基づきまして、寄附金をふるさと柴田応援基金に積み立てるために措置するものです。

37ページになります。

目6基金管理費は、3,300万円の増額になります。財政調整基金に積み立てるもので、平成19年度の繰越金が6,429万8,000円になりますが、地方財政法により2分の1以上を財政調整基金に積み立てる必要があることから、3,300万円を積み立てるものです。歳入でご説明しました繰入金3,000万円の減額と、今回の積立金を合わせますと、財政調整基金現在高は6億6,334万4,000円になります。町債等管理基金、現在高は1億2,353万8,000円で、両基金現在高の合計額は7億8,688万円になります。前年同期と比較しますと約2億3,600万円ほど多くなっております。

38ページをお開きください。

款2、項2、目2賦課徴収費は、1,425万1,000円の増額になります。節13委託料は、1,393万6,000円の増額です。個人住民税公的年金特別徴収処理システム構築委託料1,022万7,000円、個人住民税公的年金特別徴収審査システム導入委託料321万3,000円は、債務負担行為補正でご説明申し上げましたように、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度が平成21年度からスタートするために措置するものです。県営経営体育成基盤整備事業公図作成委託料41万9,000円、県営経営体育成基盤整備事業土地台帳加除修正委託料7万7,000円は、槻木地区の県営圃場整備事業の登記が完了したことに伴い、公図作成と土地台帳を加除修正するために措置するものです。節14使用料及び賃借料31万5,000円の増額は、個人住民税公的年金審査システム使用料です。

41ページをお開きください。

上段の表になります。款3、項1、目8後期高齢者医療対策費4万8,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計の繰出金で事務費がふえたことによるものです。

下段の表になります。款3、項2、目1 児童福祉総務費は、116万7,000円の減額になりますが、節8 報償費から節11 需用費までの増額は、研修会に参加する子育てサポーターがふえたことによるものと、紙芝居等の消耗品費を措置したものです。目4 母子福祉費66万2,000円の増額は償還金利子及び割引料で、前年度分の額の確定による母子・父子家庭医療費助成補助金の返還金です。

42ページをお開きください。

上段の表の下の欄になります。款3、項2、目5 保育所費、節7 賃金は、256万6,000円の増額になりますが、育児休業代替、産前産後休暇代替、障害児のための臨時保育士の賃金をそれぞれ措置したものです。

43ページになります。

上段の表の下の欄になります。節7 賃金72万3,000円の増額は、病休の職員の代替と、登録児童数がふえたことによりそれぞれ措置するものです。目8 心身障害児通園事業費、節7 賃金104万4,000円の増額は、利用者がふえたことにより自立支援法の人員基準に基づき、臨時指導員を配置するために措置するものです。

44ページになります。

上から2段目の表になります。款4、項1、目2 環境保全費は254万2,000円の増額になります。節13 委託料129万2,000円はアスベスト調査委託料で、アスベストの基準変更により新たに3種類の項目が追加されたために、公共施設12施設について再調査を行うために措置するものです。節19 負担金補助及び交付金125万円は、浄化槽設置整備事業補助で、当初見込んだ申請件数25基を上回ることが確実なために増額措置するものです。

45ページになります。

上段の表になります。款4、項1、目6 保健指導費は、115万8,000円の増額になります。節1 報酬から節12 役務費までは、しらさぎ作業所が地域活動支援センターに移行し、指定管理者へ管理を委託することになるわけですが、移行時期が当初見込みより3カ月ほどおくれることから、それぞれ予算措置するものです。節19 負担金補助及び交付金32万円は、里帰り妊婦健康診査助成金を措置するものです。

中段の表になります。款4、項2、目1 じん芥処理費は40万円の増額になります。節11 需用費20万円はダンプの修繕料で、節19 負担金補助及び交付金20万円は、電動式の生ごみ処理機購入の申し込みが多くなっているために増額措置するものです。

46ページをお開きください。

中段の表になります。款6、項1、目2農業総務費、節23償還金利子及び割引料23万4,000円は、平成11年度と12年度に農村総合モデル事業として整備しました成田地区倉坂線の水田買収に係る土地改良事業費の繰上償還金です。目1農村環境改善センター費、節7賃金106万5,000円は、臨時職員がふえたことにより措置するものです。

47ページになります。

上段の表になりますが、款7、項1、目3コミュニティプラザ管理費は、46万2,000円の減額になります。駅改集札業務委託料の確定によるものです。

48ページをお開きください。

上段の表の一番下になります。款8、項2、目1道路橋りょう総務費、節11需用費22万円は、高圧洗浄器と草刈自走機の修繕のために措置したものです。目2道路維持費は954万円の増額です。節11需用費100万円は道路等の修繕料、工事請負費854万円は、一般町道維持改修と下名生24号線側溝改修工事のために措置するものです。節23償還金利子及び割引料4万円は、富沢11号線の工事に伴う水田買収に係る土地改良事業繰上償還金です。

下段の表になります。款8、項3、目1河川管理費200万円の増額は、槻木五間堀修繕工事として措置したものです。

49ページになります。

中段の表になりますが、款8、項4、目3公共下水道費1,017万1,000円の増額は、公共下水道事業特別会計への繰出金で、消費税の確定及び公共下水道における公債費等の財源組み替えに伴う繰出金の確定によるものです。

50ページをお開きください。

款8、項5、目2住宅管理費になりますが、節11需用費570万3,000円は、既存町営住宅の修繕と槻木駅前町営住宅の消防用設備修繕のために措置するものです。節13委託料36万8,000円は、公営住宅法改正に伴い、公営住宅管理システムを変更するために措置するものです。

51ページになります。

上段の表になります。款10、項1、目2教育管理費になります。節11需用費41万3,000円の増額は、就学時健診に使用する耳を診るための鏡を購入するための消耗品費5万円と、船迫小学校の消防用設備修繕36万3,000円を措置するものです。節12役務費3万円の増額は、東北リコー様からご寄附されたサッカーゴールを運搬するため、運搬料を措置するものです。節14使用料及び賃借料46万7,000円の減額は、小中学校情報学習機器リース料が確定したことによるものです。

52ページをお開きください。

上段の表になります。款10、項2、目1小学校管理費、節11需用費の柴田小学校の修繕料51万3,000円は暖房機の修繕を、東船岡小学校の修繕料17万1,000円はトイレ修理や暖房器具の修繕を措置するものです。節14使用料及び賃借料22万円の減額です。槻木小学校の車借り上げ料33万円の増額は、富上地区のタクシー通学のためのもので、後部座席のシートベルトが義務づけられたことにより、タクシー台数がふえることによるものです。柴田小学校と船迫小学校の複写機と印刷機リースの減額は、それぞれ額の確定によるものです。

款13、項3、目1中学校管理費、節8報償費から節12役務費につきましては、豊かな体験活動推進事業委託金の増により、それぞれ予算の組み替えと増額措置するものです。節14使用料及び賃借料3万3,000円の増額は、船岡中学校のバス借り上げ料として措置するものです。節15工事請負費142万3,000円は、船岡中学校の高圧受電設備改修及び漏電遮断機設備設置工事費と学校周辺のネットフェンス改修工事費を措置するものです。

54ページをお開きください。

上段の表になります。款10、項5、目1社会教育総務費、節8報償費、節11需用費の増減は、歳入でもご説明いたしましたが、家庭教育支援基盤形成事業委託金の確定に伴い措置するものです。

55ページになります。

上段の表になります。目3しばたの郷土館費、節9旅費から節12役務費までは、小室達氏の作品が寄附されることに伴う諸経費と、小室達展を開催する経費を措置するものです。節18備品購入費5万円は、指定寄附によりプリンターを購入するものです。

下段の表の一番下になりますが、款10、項6、目2保健体育施設費34万7,000円の増額は、修繕料として槻木体育館の雨漏り修繕を行うために措置するものです。

56ページをお開きください。

款10、項6、目3給食センター費、節11需用費399万3,000円の増額は、原油高の影響による重油、ガソリン価格高騰により燃料費を措置するものです。

款12、項1、公債費目1元金は、財源内訳の組み替えです。

最後になります。款13、項1、目1予備費は、災害対策や原油高騰による燃料費増等に対応するために2,426万8,000円を増額するものです。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、

総括と歳入を一括といたします。歳出については、款1議会費35ページから款3民生費43ページまで、款4衛生費44ページから款8土木費50ページまで、款10教育費50ページから款13予備費56ページまでといたします。

初めに、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点だけ、34ページの町債のところですか。まちづくり交付金事業充当債として750万円減額になっております。本来は、これはどこの土木費の予定だったのか。結構大きい金額だったかと、こう見ているんですけども、教えてください。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 34ページの土木債、まちづくり交付金事業ということで、七作地区の19、20、21年度で予定しております今年度分の国庫補助が増額、加算で来ましたので、その影響で起債が減少になったということでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんか。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 32ページの県支出金のところなんですけれども、民生費県補助金が、しらさぎ作業所の分ですね、2,000万円入るはずが1,000万円減ったということなんですけれども、足りない分はどうなるんでしょう。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 当初は補助要綱に基づきまして2,000万円が交付されるものとして当初予算に計上しましたが、その後、県の方から、民間法人に1,800万円を上限、地方自治体につきましては1,000万円というようなことで補助交付決定がありました。それで、1,000万円不足しました部分につきましては、一般会計から補てんしていただくという内容になります。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

○4番（森 淑子君） 建物に2,000万円ということだったんですけども、そういうわけでもないんですか、2,000万円は建物の建設費という……。そうすると、それで規模が縮小するとかという関係ではないんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 歳出予算はそのままです。歳入予算の財源構成が、補助金が1,000万円減、その分を一般会計から補てんするという、財源の構成が変更になったということです。

- 議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。
- 7番（白内恵美子君） 33ページの款18、3総務費寄附金、文星堂さんから500万円ということだったんですが、何か指定があるんですか。総務費になっているんですが。
- 議長（伊藤一男君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（加藤嘉昭君） 通常ですと指定寄附ということが多いわけですがけれども、今回500万円という多額なわけですがけれども、使い道ですね、それについてはなかったということで、自由にお使いくださいということでございます。
- 議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。
- 7番（白内恵美子君） 何かそれであれば、志を生かすというか、図書費に充てるとかそういうことって大切ですよ、それだけ言っておきます。
- 議長（伊藤一男君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（加藤嘉昭君） 遺言ということで、実は今回特殊な寄附でございまして、楠目美代子さんの相続人、遺贈人ということで22名いらっしゃいまして、実は前の教育委員長の小池幸夫さんが遺言執行者ということで今回寄附されております。お話は聞いたんですがけれども、特別に指定はないということで、今後多くの意見を聞きながら、500万円をどのように使うかですね、白内議員の図書費を混ぜるかどうかなを含めまして、検討させていただきたいと思っております。
- 議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかにありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（伊藤一男君） 以上で歳入の質疑を終わります。
- 次に、歳出に入ります。
- 35ページ議会費から43ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。
- 7番（白内恵美子君） 37ページの上から3行目、11需用費の光熱水費ですが、この80万円というのは、いつまでの分を見越して、原油高の影響によるものなのかなと思うんですが、この分は、この庁舎の分なのかどうか、どこの分でいつまでの分を見越してのものなのか。
- 議長（伊藤一男君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（加藤嘉昭君） 4月から8月までいろいろ前年度と同期でどの程度光熱水費が上がっているかということを試算しまして、今後3月まで、年度末まで必要だということで、町が財政財産管理費ということで措置しておりまして、ここの庁舎、それから現業棟、それ

から車両センターですか、そういう幾つかあるんですけども、財政財産管理費の中で措置させていただいたということでございます。ほかの施設等も、当然原油高で光熱水費、電気料も上がるということで心配しているわけですけども、それらについては、12月までは間に合うだろうということで、12月補正で、あと、対応したいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 次に、44ページの衛生費から50ページの土木費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 2点ほどお伺いします。

44ページの公害対策事業、先ほどアスベスト3点ほど調査の項目がふえたということで、どういう内容なのか。そして、何カ所これをやるのか。

その次は、45ページの生ごみ処理普及事業補助費、これについて。実はことし、生ごみ処理機を昨年度買ったものについて請求して補助を受けております。昨年事業費がなくなった、それで打ち切ったということで、申請した人が、がっかりしていたんです。そんなことがあるのかなど。それで聞いてみたら、やはりあったということで、それはおかしいと。例えば、特に生ごみですけども、ほかにも申請して補助を受けられるのがありますよね、例えば浄化槽とかなんとか。それでは、予算がないときには、いつも町では断っているのかどうか。これをまずお伺いしておきます。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 1点目、アスベストの内容の関係でございます。これにつきましては、今回新たに3種類のアスベストの使用が確認されたというふうなことで。これはきっかけといいますか、東京都の自主検査で国内で初めて使用が確認されたというふうなことで、今までは、ご承知のとおりクリソタイルとかアモサイト、クロシドライトとか白石綿とか茶とか青石綿とか、そういったものだったんですが、これに、今まで国内では使用されていないというふうにされていた物質、3種類なんですけれども、アクチノライト、あとアンソフィライト、トレモライト、この三つ、これが使用が確認されたというふうなことで、石綿障害予防規則が改正になりまして、全市町村が調査を実施するというふうになったものがございます。それで、調査対象の施設ですが、12施設です。箇所的には16カ所分という形になります。ということで、今回調査が必要になったというふうなことでございます。

それから、2点目の45ページのじん芥処理の関係、生ごみ処理普及事業補助の関係ですが、

これは今回も当初予算の方で予定をしております、当初25台、予算の方で見込ませていただいております。それで、今年度、もったいない運動とかごみ減量関係ですね、今いろいろやっておりますので、その関係で申し込みが多かったというふうなことで、今回10台分基数増をお願いするということです。それで、今回20万円補正させていただいているんですが、電気式ですと価格の3分の1ということで大体2万円ぐらいの補助になるというふうなことで、最大マックスで10台分取っております。ですから、電気式の方が減れば、EM式の方は安くて3,000円の上限の補助になりますが、ここでやりくりをしていきたいなということで考えております。当然当初予算で議決をいただいて、その予算の範囲内で年間の予算ということでやっているんですが、今回、生ごみの削減ですね、減量する方々が多かったのかなというふうなことで、増数をお願いしたいということでございます。浄化槽の方につきましても同じでございまして、当初、基数25基ということで予算措置をさせていただいておったのですが、これも今の段階で1基分ぐらいしか残っていないというふうなことで、11月ぐらいの分というふうなことで、今回増額をお願いしたいということで予算措置をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点目のアクチノライト、アンソフィライト、トレモライトと、こういう余り聞いたことのない何かライトというのがあるんですけども、これはあれですか、これがあることで、がんになる、あるいは進むとか、そういうことでの多分……、どのような病気になるということなのか、もう少し詳しく教えていただければ。

それから、生ごみと浄化槽の件もなんですけれども、予算が切れたというときには、やはり申請する方々は町民の方ですよ、ですから予算的に今ちょっとあれだけでも、ちょっと待ってくださいとか、1カ月ほど待っていてくださいとか、それをやって、打ち切りましたというようなことのないようにひとつお願いしたいなと、こう思います。

もう一点、実はこの上に、じん芥処理事業40万円ありますね。これは下の方にあるわけですけども、この20万円、20万円。このじん芥処理のごみ収集のことなんですけれども、実は私、処理業者に「どうしてこれを持っていかないんだ」、そうしたら「これは異物が入っている」「異物が入っているときはシールを張るんだろう」と、こういうふうに言ったら、「あんた何言ってんのや、毎回おれにそう言うんじゃないか」、逆ねじなんだね、今度ね。こういう業者が多いんですよ、今。例えば委託している、全然別の商業的なものを集めている人たちでも、何だか最近ね、「こういうの持っていかないんですか」と言うと、「こうい

うなのはおらほでねんだね」なんてね。やはりきちんとした処理する、収集の規則というのがあるんだと思うんですよ。町でつくっていると思うんです。注意されて逆ねじ食らわせるような業者は、今から頼まなくなっていていいんじゃないですかと、私は内心思っているのね。どうもね。それで、今度何かあると社長が来て、「いやあ、そんなことうちやっていませんよ」なんて、それではだめだと思うんです。私、今度の総括でも出しているんですけども、やはり社長とか代理者が来て講習を受けて、規則をきちんと聞いていって、「ああ、わかりました」、こんなではだめだ。やはり全従業員を庁舎のどこかに集めて、きちんと講習会でもやる必要があるのではないか。この間、朝そんなことを言われて、一日不愉快だった。そういうことがあるので、どんなふう考えているかお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 1点目、アスベストの関係ですが、これは、これを吸った場合どういうふうになるかということなんですが、当然、肺気腫とか肺がん、そういった形の重症化するおそれがあるというふうなことで、こういった規制が張られているのかなというふうに考えております。

それから、生ごみの処理機の補助の関係です。特に、年度末ぐらいになりますと、やはり皆さん補助ないのかというふうなことで担当の方に来るわけなんです、当然こういうときは、「今ないので、また来年4月から始まりますよ」とか、そういったことでお互い来た人にきちんと説明をして対応しておりますので、「もうないよ」というふうな、そういう一点張りの回答とかなんかはしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ごみ収集者ですね、収集の社員のマナーの関係ですが、確かに本当に毎日のようにいろいろな集積所から担当の方に苦情とか不法投棄があるとか、いろいろ入ってきているわけなんですけれども、今ごみ収集に関しては業者と委託契約を結んできちんと指導してやっているということなんです、町として規則をつくって、こういったことということの、その規則まではいっておりません。それで、当然、毎月毎月、業者の方と打ち合わせをしながら、それから年1回は全社を集めていろいろ指導しているというふうな実態でございます。それで、置いていったものは、分別していないものには、当然シールを張って、そこに数日間置くというふうなことでの今までのルールもありますので、そういったことの、いわゆる従業員に対する徹底ですね、それは当然私の方としても会社の方に指導していきたいと思ひます。要綱等こういった形にするかについても、十分検討していきたいなと考えております。

ただ、やはり役場は会社に対して指導するのであって、社員に対しては、会社の方が責任を持って指導してもらい、そういったことではないかなと思っていますので、今まで以上に会社に対して指導徹底していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） いや、そういうことを言うけれども、前課長のとき、し尿処理している業者が船岡用水で洗っていたんですよ。私、これは見てびっくりした。そして、前課長に言ってるの、「すぐ注意しなさい」。同じ業者ですよ。だからこんなね、オーナーだけ、または責任者だけ集めて講習会なんかやったってだめ。おわかりですか、言っていること。し尿処理のホース、船岡用水で洗っているんですよ、下では館山の大型自動車が入るところの、あの角でやっていたの。私もびっくりしちゃって、おたくの前年の課長に言ったら、「ええ」って。すぐ電話して注意していたようですよけれども。そうしたら、「うちの会社でやっていませんよ」と、そういう答弁でしたって。私が見て、何月何日って書いているんだから。本当にね、黙っていればそういうなんです。相手を善意に考えて、あの人は大丈夫だと。おたくの前では大丈夫なことを言っているんだろうけれども、我々が見ているとそういうんです。ですから、私は必要だと思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁求めますか。（「結構です」の声あり）ほかにありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 49ページの駅周辺整備管理費の不法放棄車両撤去処理分というのは、これはどこでのことなのかちょっと教えてください。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えします。

この分については、東船岡駅に現在も不法投棄された車両がございます。それで、半年ぐらい前に実際に現地の方に赴いて警告をした上で、今回警察の方にも照会したんですが、所有者がわからないということでございますので、手続上、今回は処分費を計上させていただいたということになります。所有者がわかれば、当然この分につきましては、町の方で代行ということになりますので、見つければ請求をしてまいりたいというふうには考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） はい、わかりました。ひどいね。

それで、こういったようなケースというか、いわゆる町の土地とか施設で、こういうのは、ほかはないんでしょうねということで、またこれが出てきてということになると、結

局所有者がわからないたびに町がやるということになるのでは大変だろうということで、その辺ほかにもあるかどうかということ。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 以前から議員の皆さんからもご指摘ある館山下の広い道路、舗装は一部2車線ですか、片側1車線ずつしてございますが、余剰地の部分については、現在8台ございます。それで、それらについても、当然調べております。やはり法定の車検を受けていない車両並びにナンバーもついていない車両等が見受けられますので、これらについても警察照会をしながら、逆に法定検査を受けている部分については、自動車の車検場もわかってございますので、その照会をしながら特定したいということでは考えているんですが、前回のお話しさせていただきますと、東船岡駅については、追跡調査ということで最初特定はされた方がいらっしゃいました。ところが、その登録された町にこちらで照会をかけたところ、職権で抹消していたというふうな状況になってございますので、なかなか早目早目に手を打たないと、その所有者が、だれだか特定できるのが難しくなるということですので、以前から船岡城址公園の下の道路についてはご指摘があるんですが、早急に調べた上で措置してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、よろしいですか。ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 44ページの2、環境保全費。先ほどのアスベスト調査なんですけど、いつごろ行って、調査結果についての議会への報告はありますよね。一応、結果報告をお願いします。

それから、48ページの土木費の一番下、槻木五間堀修繕工事というのはどのような工事なんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 1点目、町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） アスベストの調査の関係、いつ行うかということなんですけど、補正ですね、今回議決いただければすぐに契約の方に着手したいと、取り交わしていきたいというふうに考えております。

議会への結果報告につきましては、そういった方向で考えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤一男君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） この箇所につきましては、成田地区で新幹線のトンネルがござ

いますね、そこのちょうど下ぐらいのところに落差溝、段差がついている水路があるんですが、その一部が穿掘されたことによって、のり部分が崩れてございますので、その復旧工事ということになります。延長が20メートルでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 次に、50ページの教育費から56ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 59ページからちょっと外れるんですが、私の質問したいのは59ページになるんですかね、ちょうど給与等を全部まとめた一括表があるんですが、それでよろしいですか、ちょっと質問させていただいて。

59ページの人件費を見ますと、かなりの異動等に伴う減額になっているんですが、金額的にも大分多額になっていますので、どんな内容の異動だったのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） お答えいたします。

全体的な給与、人件費等でお話しさせていただきたいと思いますが、ほとんど減額になっている分は育児休業分の減額になります。当初では、そのまま職員分予算を組んでおりましたが、やはり6月とか7月とか8月から産休が終わって出てきて、それで今から、事前に2カ月ぐらい前にはお話はあるんですが、今から1年間お休みしたいんですけれどもということで許可を出して、その分の減額が一番大きいということで、大半はそれであります。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） おわかりになれば、人数的に延べ何人ぐらいになるのかちょっと教えてくださいませんか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） すみません、今手元に持ってきたと思ったんですが、私の記憶では5名ぐらいになっていると思います。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。3番水戸 義裕君。

○3番（水戸義裕君） 53ページの工事請負費、船中のネットフェンス改修ということで、船中のフェンスは随分昔から何度も指摘され、ひどいんですけれども、これはどの程度をやるの

か、お願いします。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 船中のネットフェンス改修工事についてお答えいたします。

船中のグラウンドの南側、それから西側のフェンスの改修工事ということで、約420メートルを予定しております。高さは1.8メートルで、バックネット周りについては3.5メートルを予定しております。以上です。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 先ほどの59ページの育児休業分なんですけれども、5人が抜けるとなると、かなり一緒に仕事をしている方はきついのではないかなと思うんですけれども、この分でアルバイトを採用するとかということは全然考えないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 前の一般質問でもお答えしておりますが、実際はその分として採用は考えてございません。今、5名の内訳なんですけれども、保育士さんが2名だったと思うんですけれども、おりますので、保育士の場合は専門職ということで、臨時的にその方、専門職の保育士の資格をもっている方に非常勤ということでお願いして、その1年間お願いして、あと育児休暇が終わって出てきて復帰するというような形になろうかと思えます。それを採用してしまうと、1年間で復帰したというときに1人がふえるというような形になりますけれども、そうではなくて、一般質問でもお答えしたように再任用とかという、3年間の期限つき任用とか、そういったことを議会にご提案させていただいて、そちらの方で1年ないし2年、最高3年までなんですけど、そういった形で採用と。採用になりますと、私どもと同じようにボーナスも出ますし、対応がきちんとできるのかなというふうに思いますけれども、議会の方にご提案させていただきたいなと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成20年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 5 分 延 会
